

避難施設運営マニュアル

平成17年 3月 1日発行

天神小学校

マニュアルの内容
避難施設運営組織図
避難施設としての学校施設利用計画
避難施設生活の基本ルール
主な緊急連絡先



〒252-0814 藤沢市天神町1-1
TEL 0466-81-2451
FAX 0466-84-5404
Eメール

避難施設生活の基本ルール

避難施設は被災した多くの人々が仮に集まり生活をする場所です。周りの人に迷惑をかけず、助け合う気持ち大切です。以下のルールを守り、お互いに協力して生活していきましょう。

1. 生活空間 起床



() 時)

運営本部会議は(2階指導室)で行います。打ち合わせ時間はその都度連絡します。

消灯



() 時)

2. 共通理解ルール

(1) 避難できる場所は、体育館、普通教室等、運営委員会の指示に従ってください。運営委員会が指定する危険箇所及び学校のグラウンド等は、避難できません。

(2) 食料、物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。

- ・ 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
- ・ 特別な事情の場合は、運営委員会の理解と協力を得てから配給します。
- ・ 配給は、避難施設以外の近隣の人にも等しく配給します。



(3) 放送は、原則として、夜()時で終了します。

(4) 電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前()時から、夜()時までに行います。

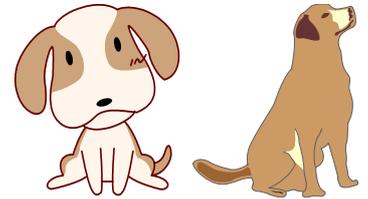
- ・ 電話の呼び出しは、放送及び掲示板により行い、伝言を伝えます。
- ・ 建物内の公衆電話は、緊急用とします。

- (5) トイレの清掃は、朝()時、午後()時、午後()時に、避難者が交替で行います。
- ・ 清掃時間は、放送で知らせます。
 - ・ 使用可能な水洗トイレ(1F)は、使用后バケツの水で流してください。

- (6) 飲酒・喫煙は、所定の場所及び時間以外では禁止します。
 なお、裸火の使用は厳禁とします。



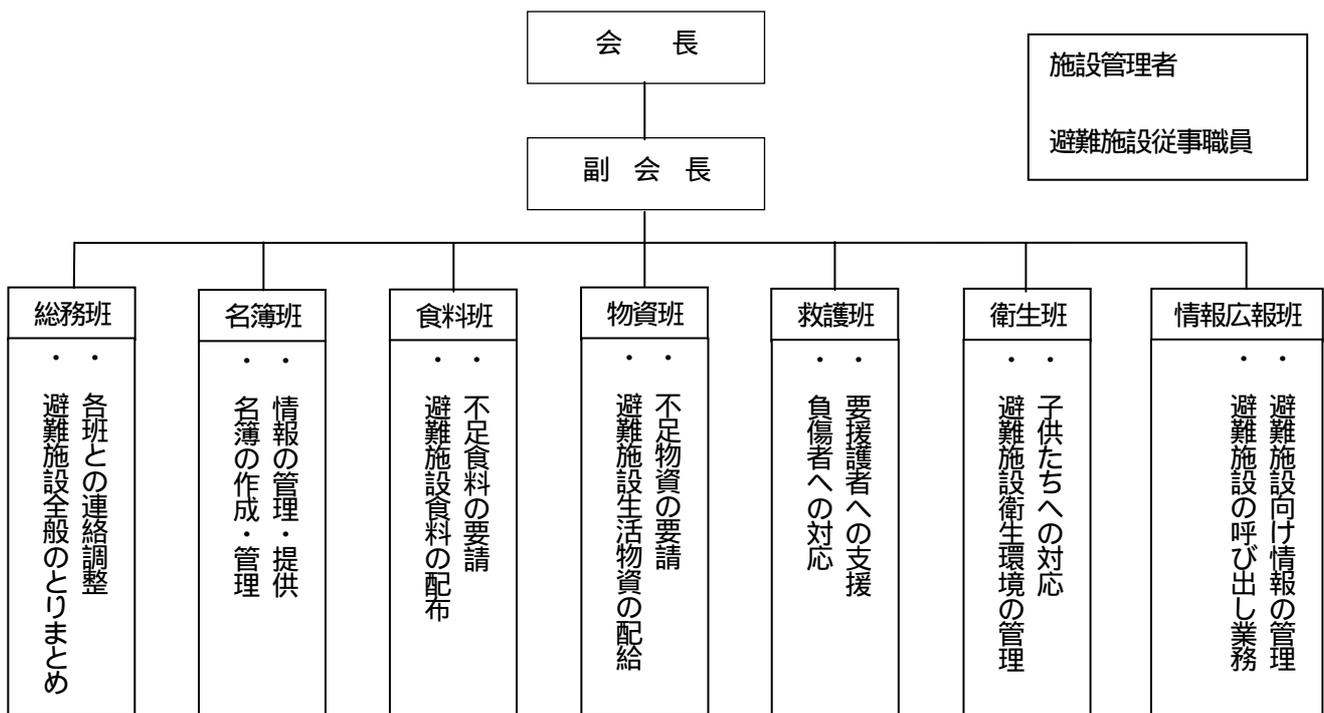
- (7) 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。(ほじょ犬は、除きます。)
 ペットを連れてきた避難者は、衛生班に届け出なければなりません。



- (8) 避難者は、当番などを通じて自主的に避難施設運営に参加してください。
 (9) 障害者、高齢者、乳幼児等要援護者で通常の生活に介護等特別な事情がある場合は運営委員会に届け出てください。
 (10) その他、避難生活上困ったことがあった場合は、総合相談窓口に申しでてください。

* 避難施設生活における、プライバシーの保護に努めてください。

避難施設運営委員会組織



* 避難施設運営委員会の構成

- ・ 避難施設リーダー
 避難施設学区における自治会役員・町内会役員
 - ・ 避難者代表
 避難施設に避難した住民の代表
 - ・ 施設管理者
 避難施設が設置された学校長又は、施設等の施設長
 - ・ 避難施設従事職員
 災害時に避難施設に参集するよう災害対策本部長より指名されている市職員
- * 会長、副会長、各班長の選出
 会長、副会長、各班長は、上記避難施設リーダー、避難者代表より選出する。
- * 各班は、避難者数の状況に応じて班及び班員数の編成を行う。
- * 委員会には、各班より1名(班長)が出席する。